

古民家調査報告書閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと古民家再生支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、古民家調査報告書（以下「報告書」という。）の閲覧について必要な事項を定める。

(閲覧所の設置)

第2条 報告書の閲覧所を、長野市大字南長野字幅下 692 の2長野県建設部建築住宅課に設置する。

(閲覧を行わない日)

第3条 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日は、登録台帳を閲覧することができない。

(閲覧時間)

第4条 登録台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧申請)

第5条 古民家の活用を企図する者は、報告書を閲覧できるものとする。

2 報告書を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える報告書閲覧簿（別紙様式）に該当事項を記入し、その旨を係員に申し出なければならない。

(閲覧の方法)

第6条 長野県古民家再生協議会長（以下「協議会長」という。）は、前条の申出があったときは、実施要綱第7条第1項により作成された報告書を、申請者が特定できる情報を削除したうえで閲覧に供するものとする。

(閲覧の制限)

第7条 協議会長は、営利を目的とするなど、閲覧の目的が不法、不当な目的である場合は、閲覧を拒むことができる。

(遵守事項)

第8条 報告書を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(謄写の禁止)

第9条 閲覧した報告書の謄写（撮影及び音読による録音を含む。）は認めない。

(閲覧の停止等)

第10条 協議会長は、報告書を閲覧する者が前2条の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

